

# コンプレッサーの設置には 事前の届出が必要です。

7.5 kW 以上のコンプレッサーを設置する場合、騒音規制法・振動規制法に基づく、事前の届出が必要になります。

コンプレッサーの設置は、届出が受理された日から30日を経過した後に行うことができます。

( 設置予定日の30日以前に届け出る必要があります。 )

\*環境大臣の指定を受けた機器は、届出の必要がないものがあります。



## 届出は、どうすればよいですか？

規定の届出書に、騒音・振動の大きさの確認できる資料、事業所の図面やコンプレッサーの仕様書等を添付して、事業所の所在する市区町村へ届け出ます。

## 届出を行わないと、どうなりますか？

届出義務に違反した者は、騒音規制法・振動規制法により罰金又は懲役に処せられることがあります。

## その他に届出等が必要なことがありますか？

各自治体ごとの環境条例に基づく届出等が必要な場合があります。

## 書類の作成等でお悩みの方へ

- 規定の届出書と言われてもよくわからないし、書類を作成するのも難しそうなんですけど・・・
- 届出書類の提出も、役所のどこに持って行けばいいのかよくわからないんですけど・・・

そのようなときは、行政書士にご依頼ください。  
書類作成と同時に、市区町村への提出も行います。  
「どんなときに、どんな書類を、いつまでに提出するのか」を心得ています。

- 依頼するのに費用はどれくらいかかるのかな？

設置する機器や設置する環境、行政の指示内容等により異なりますが、10万円程度から申し受けます。

**\* 届出に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください \***

---

# SANAT

サナート行政書士事務所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 202  
Tel: 03-6550-9497 e-mail: shimokata@office-sanat.jp  
URL: <https://sanat-office.jp/>

---